

第8期第8回世田谷区スポーツ推進審議会

会 議 録

平成25年7月2日

## 第8期第8回世田谷区スポーツ推進審議会 会議録

1. 会議名称 第8期第8回世田谷区スポーツ推進審議会
2. 担当課名 スポーツ振興担当部スポーツ振興課
3. 開催日時 平成25年7月2日(火)午後6時34分～午後8時20分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室
5. 出席者  
委員(敬称略):石崎、采澤、大崎、河田、白木、富田、中川、野原、半澤、二川、細越、松澤、坪井、松平  
事務局:坂本(スポーツ振興担当部長)、梅田(スポーツ振興課長)、嶋津、羽田
6. 会議の公開の可否 公開
7. 傍聴人の数 2人
8. 会議次第  
別紙「次第」(2ページ目)のとおり
9. 会議内容  
別紙(3ページ目以降)のとおり

# 第8期 第8回世田谷区スポーツ推進審議会

平成25年7月2日(火) 18:30～20:30  
世田谷区役所第一庁舎5階庁議室

## 次 第

1. 開 会
2. 会議録について
3. 議 事  
    答申(案)について
4. その他
5. 閉 会

---

### 【配布資料】

- (1) 第1回から第7回の意見整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1
- (2) 委員からの提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料2
- (3) 答申(たたき台)に対する主な意見(答申(たたき台)意見票まとめ)・ 資料3
- (4) 答申(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料4
- (5) 東京都スポーツ推進計画<概要>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料5

○会長 それでは、これより第8期第8回世田谷区スポーツ推進審議会を始めさせていただきますと思います。本日は、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、委員の出席状況につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日の委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。本日の審議会は、委員16名中14名の出席をいただいております。N委員から欠席との連絡をいただいております。また、O委員より遅れておいでになるとの連絡をいただいておりますが、もしかすると欠席という報告をいただいております。

○会長 了解しました。世田谷区スポーツ推進審議会条例施行規則第5条の規定では、2分の1以上の出席により会が成立するとなっております。ただいま事務局から報告があったとおり、本日の審議会は有効に成立していることを確認いたしました。

では次に、本日の審議会に際して、傍聴の申請はありますでしょうか。

○事務局 本日、審議会の開会までに2名の方より傍聴の申請をいただいております。参考資料として委員の皆様のお手元にお配りしております世田谷区スポーツ推進審議会傍聴細目によりまして、傍聴者には注意事項等を遵守していただく旨、既にお伝えしているところでございます。

○会長 今、事務局よりご報告があったとおり、2名の方から傍聴申請を受けておりますが、これらの方々が本日の審議会を傍聴することにつきまして、特に問題がなければ許可したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 では、傍聴を許可することといたします。よろしく申し上げます。

[傍聴者入室]

○会長 では次に、今回の会議録の確認委員につきまして、B委員とH委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 お願いいたします。

なお、前回の会議録確認でございますが、前回の第7回の会議録につきましては、委員の皆さんに内容をご確認いただき、確認委員にも署名をいただきまして、5月中旬に事務局より郵送させていただきました。また、同時に事務局により会議録の開示、閲覧の手続きを行い、区のホームページにアップしているとともに、これまでどおり区役所の区政情報

センターなど、区内5カ所において紙ベースによる冊子での閲覧ができるようになっております。

それでは、早速次第の3、議事に入りたいと思いますが、委員の皆様にご持参いただいている資料及び配付資料について事務局よりご確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、配付資料の確認を私からさせていただきます。まずは、本日の審議会の次第を配らせていただいております。続きまして、事前に送付させていただきました、本日ご持参をお願いしている資料1から5でございます。まず資料1、第1回から第7回の意見整理表、資料2、委員からの提案、資料3、答申（たたき台）に対する主な意見（答申（たたき台）意見票まとめ）でございます。資料4、答申（案）、資料5、東京都スポーツ推進計画〈概要〉となっております。お配りしてある資料につきましては以上でございます。

○会長 ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長 なお、次第の右上に開始時間と終了時間を記載しております。効率的な会の運営にご協力をお願いいたします。

続きまして、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私から本日お配りしてあります資料につきまして順番に説明させていただきます。

まず、資料1ですが、これまでどおり第1回から第7回のご意見を大項目、中項目で分けて整理したものでございます。なお、前回、第7回審議会は、29ページから追加しております。また、第7回審議会は、答申（たたき台）に対してご議論をいただいておりますので、第6回までの項目別の整理方法ではなく、答申（たたき台）の項目に合わせて整理しております。後ほど出てくる資料4の答申（案）をご確認いただく上でご活用いただければと思っております。

続きまして、資料2ですが、前回の第7回審議会の際に、時間の都合により、審議会終了後にご提出いただいたA委員からのご意見でございます。後ほど会長からご説明をいただけたと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料3ですが、先日、委員の皆様にご答申（たたき台）に対する調査をお願いし、ご回答いただいた内容を整理した資料でございます。なお、一部重複しているご意見については、まとめさせていただいております。表の右側に答申（案）のどこに反映し

たのか表記しておりますので、次の資料4、答申（案）をご確認いただく上でご活用いただければと思っております。

続きまして、答申（案）でございます。答申（案）については、先ほどの説明のとおり、皆様からいただきました意見票や、これまでの議論を踏まえ、会長とも相談の上で、たたき台をさらに肉づけして作成しました。本日はこの答申（案）について、まとめ方や文章表現等ありますけれども、これまでの議論の反映漏れ、お気づきの点などをご議論いただき、答申の最終案としていただきたいと思いますと思っております。

なお、資料4の追加の説明をさせていただきますが、主な修正点としましては、前回の審議会でも、内容が多岐にわたっているため、重点的に取り組む項目を絞ったり、優先順位をつけたりしたらどうか、とのお話がありましたので、第3章の表記を一部見直しつつ、新たに第4章を設定して「重点的に取り組むべき施策」を追加しました。

また、第1章、第2章においても、同じような表記をしていたところは、表記内容だけではなく項目も整理しております。

そのほかは、先ほど資料3でご説明しましたとおり、委員の皆様からいただきましたご意見を答申（案）に反映しております。

なお、答申（案）の添付資料については、これまで配付してきた資料の量が多いことも踏まえ、答申（案）に表記されている内容で、その関係するデータのみを資料として添付しております。

資料5については、東京都が今年3月に東京都スポーツ推進計画を策定しました。前回の第7回審議会の際に、既に中間のまとめを委員の皆様へ配付しておりますので、今回は正式に策定されたことを踏まえ、概要版を参考のためにご用意いたしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長 ただいま事務局より本日の資料説明をいただきました。前回、第7回審議会の際に、各委員の皆様からいただいたご意見を中心に資料を事務局で用意していただいております。本日は、特に資料4の答申（案）について皆さんにご議論をいただき、答申（最終案）をまとめていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まずは、今、事務局からも説明があったとおり、前回の第7回審議会では、時間の都合により、A委員の発言を途中で終了させていただきました。続きの発言内容を後日資料として事務局にご提出いただいております。それが本日の資料2です。まずはA委員より、前回の続きのようになってしまいましたが、ご説明をいただきたいと思います。

それではA委員、よろしく願いいたします。

○A委員 では、私から手短かに説明させていただきます。前回、第7回審議会のときに、具体案をとということで三つ、四つほど私から提案させていただきました。これはその中の一つになっています。この一つが今日の審議会で時間をとらせるようなことになってしまって、とても恐縮に思っています。

私からの提案ですので、皆さん読んでいただいたかと思いますが、この資料の原形は、皆さんご存じのとおり、マスメディアから報道された、それについて私も驚いて、それが世田谷区の中の教育機関であるということ、これも一つの世田谷区らしいと言えればそれまでなのでしょうけれども。しかし、これはもう事実として、教育機関もマスメディアに反論をされていないという事実から、これは真実だろうなど、このように私は思っ提案をさせていただきました次第です。

よって、本日は、できましたら本委員会の世田谷区のスポーツの委員の方々の本件にかかわるご見識とご意見をぜひお聞かせ願えたらと。そして私の問題意識がずれているのか、あるいは皆さんもそのように理解されているのか。貴重な資料が出ていますので、それではこれは世田谷区として今後どのように生かせばよろしいか。これはスポーツ審議会のマターと、区の教育委員会のマターと、多分大きく2つに分かれると思うんですが、まずこのスポーツ審議会の中の一員として、私はこれはいかなものかと。この調査であまりにも尋常じゃない数字が出ていますので、社会で昨年度から起こっている、今、いろいろな社会問題として取り上げられ、我々もとても肩身の狭い思いをしている状況であります。

ですので、ぜひ今日、これをたたき台に、皆さんのご意見、ご見識を伺えたらと思っ時間をとっていただいた次第です。よろしく願いいたします。

○会長 ちょっと私から発言をさせていただきたいと思います。今のご意見も踏まえながら、それでは本日の資料4、答申（案）についてのご意見を伺っていききたいと思います。

私としましては、この答申（案）は、これまで皆さんからいただいたご意見を事務局でうまくまとめていると思います。しかしながら、今、A委員からご提案をいただいた体罰、暴力、ハラスメント行為の根絶といった点と、前回、L委員から総合型地域スポーツクラブの名称について世田谷ならではの言い方、例えば地区クラブというようなネーミングの提案もありました。この2点については答申（案）に盛り込んでいない内容です。この点に関する内容を含め、文章の記載、記述内容など、お気づきになった点についてご意

見等をいただきたいと思います。

ただし、時間に限りがございますので、1回のご発言についてなるべく簡潔にまとめていただきたいと思いますし、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

ということで、A委員からと、前回、L委員からいただいている部分が、まだ審議としてもお話しされていない部分もあります。ですから、その部分も含めながら、これからご意見等をいただいて、できるだけ手短かに会議を進めていきたいと思っていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それではまず、いつも大変すみませんけれども、副会長のB委員からお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○B委員 それでは、私もこの答申（たたき台）を読ませていただいて、事務局の皆様が本当にご尽力いただいて、大変まとまってきたなという印象を持っております。ほかの委員の方はどうかと思いますが、私としては随分ここまで、本当におまとめいただいたということでは、感謝したいなと思いました。

今、会長からお話があったように、総合型地域スポーツクラブという名称は、確かに文部省が使っている名称ですので、そのままお使いになっても問題ではないとは思いますが、世田谷らしさとか世田谷の答申という考え方をすれば、地区クラブとか、何かこの資料の中には地域クラブとかと出てまいりましたが、そういう名称でなされることも悪いことではないと思います。

ただ、一般的に皆さんの周知の仕方、言い方が総合型地域スポーツクラブということで認識を持っているのならば、それでもいいかなということで、ここの委員会の皆様がどう判断するかによっては、そちらでもいいかなと。だから、先生方のご意見を踏襲して総合型でよければ、それでもいいと思います。あえてそこで、こっちでなきゃいけないというような認識ではありませんでした。読ませていただいたところ、そのような感じを受けました。

それから、今、A委員からお出しいただいているご提案は、本当に今、社会を動かしていることで、A委員のご提案も大変理解できる内容であるかと思っています。

ただ問題は、この審議会の答申の中にこれを含むかとか、そういう問題を皆さんと議論していくことも大事かなと思っています。

世田谷区の中にある教育機関がそうだからではなしに、日本全体の中での、この体罰、暴力、それからハラスメント、いろいろな意味でのハラスメントは根絶していかなくちゃ



いけないということでは、いろいろな意味で体育協会絡みではスローガンを立ち上げしているというところはございますので、気持ちは大変よくわかります。

それをこの中のどこにということとか、そういったことをもう少し皆さんで議論して、このどこに入れば適切なのかとかを考えていく必要もあるかなと思いますし、世田谷区の教育委員会並びに文部科学省、各団体の中で、このことを話し合われて、もう既にスローガン、それから取り扱いが行われていますので、この審議会でこれを入れなくちゃいけないかどうかを議論してもいいかなと思っています。

答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○会長 続いてA委員、お願いします。

○A委員 先ほど会長からありました総合型地域スポーツクラブの名称云々のことについてちょっと触れさせていただきたいと思います。

先ほど副会長からも発言がありましたように、これはスポーツ基本法の中の屋台骨の一つになっている、その名称もそうであると。しかし、世田谷区という特徴と、世田谷らしいという特徴で委員からの発言がありました。絶えずこの呼び方をするのは、長い呼び方で、つついとおっくうになってしまう。ですから、委員から発言があったように、括弧で世田谷区はこれで呼びますよ、これでいこう、そのほうがとても親しみやすいという意味では、私は括弧して、世田谷ではこのように呼ぶ、しかし本来はこれが基本法に基づいた呼び方ですよ、ということが理解できていれば、委員の発言の内容で、とても親しみが湧くのではないかと考えています。

先ほどの私からの提案ということで、私は提案者なので、ちょっと発言を控えさせていただきます。発言させていただくとすれば、やはりこれは本委員会でも問題になりましたよということを、私はどうしても残しておきたいと。

なぜかという、世田谷区という、スポーツがとても盛んで、世田谷らしいということをお我々はずっと審議してきたつもりですから、どこの大学、どこの教育機関かは別にして、このようにして公に社会に広がってしまったという事実から、それを真摯に受けとめて、議論した、問題としては挙がった、ということはとても大事じゃないかと思う次第です。ですから、ぜひ皆さんの忌憚のないご意見等を伺えたらと思っています。

○会長 次にC委員、お願いします。

○C委員 私は障害者スポーツのほうを中心に意見等を言わせていただいたかと思いますが、特に障害者スポーツ、子どもたちの体力向上といった点について非常に詳しく、また

詳細に計画が示されているということで、委員として大変うれしく思います。全般的にこういった内容で進めていただければありがたいと思っています。

1点は、ちょっと用語の確認で、世田谷区でいろいろな審議会の報告等、また公的な文章の中で、1つ障害者スポーツのところでは健常児、健常者という言葉が使われております。これはほかの報告書などに記載があって、世田谷区はこういう用語で統一されているということであれば、このままで構いませんし、特にそういったところが統一されていないときに、今、健常者、障害者という分け方はあまりしないような考え方も主流になっておりますので、ここの用語の使い方だけご確認していただいて合わせていただくということで、ちょっと私もそこを確認できなくて、今になってということですが、最終的にはご確認いただければありがたいと思います。

それから、世田谷区の体育における暴力等の宣言ですが、こういったところについては区のさまざまな取り組みで、きちっと配慮するだけじゃなくて、そういうものを根絶する取り組みを各機関の中で進めていくことは、これは当然大切なことだと思います。

ただ、この内容自体が非常に重いものですし、審議となりますと、また中身が、非常に複雑多岐にかかわる部分もありまして、1つは、世田谷区内の教育機関の所管がどこかというところもありますので、審議会としてのこの答申の中に、そういったさまざまな所管に対して宣言をする、ということにどういう公的なものがあるのかも非常に難しいところもありまして、そこは、またさまざまな論議が必要になってくるかと思えます。

ですので、審議会の記録には残るとということと、ご発言を非常に深く受けとめるというところで、これは当たり前で、必ずやらなくちゃいけないという共通確認ができれば、この本文自体に含めるという検討をする時間的なものを勘案しますと、こういった提案があって、話し合った、確認した、ということを経済的に残しておくというところで、おさめてはどうかと思います。

それではちょっと不十分だということもあるかもしれませんが、私はちょっとそのような意見を持っております。

○会長 D委員、お願いします。

○D委員 私もこの答申（案）を読ませていただきまして、本当に事務局ですごくよくまとめていただいたなと思っています。これでほぼできたのではないかと考えておりますが、特に私としては子どものスポーツということで、一応以前も発言していたのですが、学校の先生は大変だと思うのですが、できればこの中に、地区ごとの小・中学校までの学

校の中に、1人先生を代表にして、その方たちだけで、今後どういう子どものスポーツをやっていったらいいとか、そのような会合ができるようなことができたらいいいのではないかと。

それから、さらにその中から役員を1人選んで、区全体のそういう先生の考え方をまとめていただくというようなことをしていただければ、なおいいかなと思っておるんです。そういうことで、これは障害者スポーツも同じような状況なんです、そういう点も入れていただければ、私としては満足できるかと。

それからあと、この名称の件ですが、レク協会ですか、あと体育協会。私はどちらかというとレクリエーション協会のほうがいいかなというような気がしているんですよ。というのは、我々のこの審議は本当にスポーツを専門に、子どもの場合ですけれども、優秀な人を育てるというものではないので、子ども全体の体力を上げるということから考えると、やはりレクリエーションのほうが合っているかなというような気がしているんですが、これは私は体育協会でも、どちらでも問題ありません。

考え方としては以上です。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 今までの委員の先生方のおっしゃっていたことと大体同じなんです、障害者に関しては26ページ、「障害者をサポートする家族も」というところで、一歩踏み込んで、家族までも考えて網羅されているというところは、とてもよかったですし、とてもよいことだと思います。

ただ、1つ、実は私自身がそういう発言をしていなかったということにふと気がついたのですが、子どもに対しても障害者に対しても生涯スポーツに対しても、全部いろいろなところで、いろいろな形で、とても細かく表記されているのですが、ちょっと中高年、高齢者に対する言葉が弱いかなという気がしました。

11ページの④中高年・女性へのスポーツに対する啓発というところの最後は、次のページですが、「実践していくかを考えていく必要がある」という形だったのですが、できればもう1つ踏み込んで。ほかのところと比べると、ちょっと言葉が弱いかなという気がしたものですから、自分もちょっと高齢者になっておりますので、ちょっとここが気になりました。

○会長 F委員、お願いします。

○F委員 先ほどから先生方の出ているご意見にもありますように、私も本当に生の声を

生かしつつ網羅して書いてくださったと思います。生の声がすごくふんだんに盛り込まれているというところが、今回の答申としては特徴的かなと思いました。

ただ、私、多分PTA関連とか、女性とか、子育て中という発言をしたので、それを全て入れ込んでいただいている、大変ありがたかったのですが、今やはり子育てをするのは女性だけではない、という社会的な流れがあって、社会全体で育てていこうと。それでイクジイとかイクバアとか、イクメンという言葉もあることを考えると、あまり女性が子育てという、そのイコールで結ぶようなところを書くのはどうかと。今後のことを考えて、やはり世田谷がそういったことも踏まえて書いている、というところは見せておいたほうがよろしいかと思いました。

その表現方法ですが、例えば子育て中の女性というよりは子育て世代とか、男性も一緒にかかわるとか、ちょっと表現を変えていただいたほうが、今の時代のニーズに合って、“何も女性がしなければいけないと決まっているわけではない子育て”というところも表現できるのかなと、ちょっとそういうところを読んで感じました。細かいところですけども、すみません。

それと、名称についてですが、やはり短いほうが言いやすいかなということがあります。でも、きちんとした正式名称はこれだ、ということがわかるような表記方法をしていただければ、長いものだって、もしかしたらそのうち略称が出るかもしれないのですが、どちらにしても短いほうが言いやすいかなという気はいたしました。

それと、A委員からのこちらの非常に重い内容の、でも、大事な、これはスポーツだけにとどまらないというところは、すごく私も感じていまして、やはり弱者、弱い立場に対する行為と広く受けとめているので、これはもうすごく大事なことで、場合によってはトップに持ってきてもいいぐらい大きいことだと認識はしています。

それを踏まえた上で、では、ここの答申の中のどこに持ってくるかということが一番大事な事かなと思って考えたのですが、あまりに大き過ぎて、ちょっとはまり切らないかなということが正直な感想でして、もし持ってくるなら、「スポーツを取り巻く環境」とか「世田谷のスポーツの課題」に入れ込むことはできると思うのですが、そこに入れた場合には、では、どうするかという将来像も描かなければいけない。それには、今回とあと次回の9月だけで、果たして議論の時間が、議論を尽くしたと言えるのかというところがすごく気になるんですね。

なので、そんなに軽々しく扱っていいのかなというのが正直なところですよ。すごく大事

ですし、私はこちらの意識はいつも自分なりに持っているので、共感いたします。ただ、答申にどうやって、というところの難しさも感じているというところです。

○会長 G委員、お願いします。

○G委員 私も今まで、私もちょっといろいろ今の立場でお話できることをまとめていただいて、この資料3のように、どこに反映されているかまでまとめていただいたので、とてもわかりやすくていいと思いました。

答申のこの形としては、特にここを直してほしいというところはありませんので、私はこの形でいいと思いました。

それから、総合型地域スポーツクラブの名称とか、それはやはり違う言い方にするにしても、ちょっと皆さんの認識、こういうのを読んだときにも、認識を変えていただくには時間がかかるとお思いますので、とりあえずは今までの名称でよろしいかとお思います。あるいは先ほど、括弧してというようなご意見も出ましたが、それにも賛成です。

あとは、先ほどのA委員のご意見ですが、私もこの宣言という言葉がちょっと重いかと思います。これはもう本当に避けては通れない問題ですし、例えば区民の皆さんも、本当にいろいろな報道がされて、こんなことがと驚かされている方も多いので、この文章を載せることはいいと思うのですが、この答申の中に入れるにしても、この何章のどこというのではなくて、例えば一番最初に、私たちの審議会の中ではこういう発言をしたというような記録として残す、あるいはこの一番最後とかに、こういう私たちの中で、こういう宣言をするような意識はある、ということを皆さんの中で確認したというようなことで、記録として残すことは大事だと思いました。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 まず答申の案ですが、本当にとってもよくまとまっていて、とても見やすくなったと思います。本当にぱっと見たときに、前と違って、ああ、これはそうなんだというように見やすくなりました。

それで中に、ちょっとここは、私も今気がついたわけじゃないんですが、この間からちょっとこのことをしっかり見ておけばよかったのですけれども、25ページの③子どものスポーツをする場の充実の3行目から、「学校の校庭を使った新BOPの遊び場開放においても」という表現がありますが、新BOPというのは遊び場開放というような表現ではないんですね。これはまた別に区で出されている、校庭を使った遊び場開放運営委員会が運営しているので、これとは違うんです。

そして、BOPのほうでは、これは外遊びというような表現を使っております。その場では指導員がつくので、別にあれしちゃいけない、これしちゃいけないということはないんですが、校庭開放においては、野球はだめだ、あれがだめだというようなものの制限はあるんです。だから、そういうことでちょっとこの辺の表現は変えなきゃいけないような気がいたします。

それと、私は今、総合型をやっているんですが、名称のことですが、私たちも最初は長ったらしいと思ったんです。でも、これをずうっとやって、もう私たちも7年になると、とても愛着があって、“総合型スポーツクラブをやっている”という誇りですか、ボランティアでやっていますので、要はこれが支えなんですよね。“そんじょそこらのクラブとは違うのよ、私たちは地域のためにボランティアをやっているんですよ”という、すごく生きがいがあるんです。

それを、私は別にそんなでもなかったのですが、あるときに話題にしたときに、私たちのメンバーの中から“総合型をやっているのよ”というような言葉があると、“ああ、そうよね、それが支えよね”というような話題が出ますので、何か表示するのは大変かもしれませんが、私たちにとってはこの言葉がすごく支えです。

それから、先ほどの宣言の部分ですが、私個人としてはとても、本当にこういうことがあってはいけないし、大変なことだと思いますが、まずこれを、このように皆さんで話し合うことは、本当にこれも話し合わなければいけないことだと思うのですが、まず、そういうことを起こした学校とか、そういう機関がありますよね。そこに教育委員会のほうも今、中学にもちゃんとクラブ員に対しての配慮をされていますし、この間も世田谷から1校名前が出ましたよね。あのようには進められています。

あと、大学のほうで、本当に先生たち、その指導者をつくるそういう機関のところ、まず足元で自分たちの学校がちゃんとそれを收拾するとか、対策を立てる。そしてそこには、やはり卒業生の方もOBの方もいらっしゃるんだから、足りないところは補って、全力をかけてその関係者で、このように戒めていくという、その姿勢が大事なような気がするんですよね。

宣言に関しては、私も何か、ここにこれ以上は、どうなのかなと思いますが、今、G委員がおっしゃったように、こういうことも話されましたということはここに表示していいような気がいたします。

○会長 では、I委員、お願いします。

○ I 委員 私もこの送られてきた答申（案）を見て、本当によくまとめていただいたと思うのと、学校現場からして、子どもたちの体力の低下についてはすごく課題になっているし、今もお互いにいろいろ具体的な提案をしていこうと思っているところです。答申としてはこうやって書いていただいているので、子どもたちが、そういう意味では学校だけの問題ではなくて、区全体からの問題意識があるということが、これで中に書いていただいているので、本当にありがたいと思っています。

ただ、私がよくわからないので、そう思うのかもしれませんが、第4章の「重点的に取り組むべき施策」を書いたのはすごくいいと思う反面、例えば、ああ、この文章は将来こういうところに動いてもらいたいんだなど、この文言はどこが動くのかなとわからないものがあって、多分皆さん方がわかっていらっしゃれば、それでいいのかなと。

例えば区がその橋渡しをしてという、その区とはどこなのか見えなかったり、例えば「学校開放の充実」がある中で「各学校に対してこれまで以上の」と言ったら、各学校が考えなきゃいけないだろうなどということはわかるのですが、「区が」と書かれちゃうと、区のどこなんだろうなど。答申は一応「区」と書いたのですが、結局動きませんでしたとなるのはすごくもったいないなという気がして、例えばスポーツ振興財団のほうかと書いてあるところは、多分財団のほうでまた工夫されるのだらうなどわかるところがあることを感じました。でも、内容的には本当にありがたいと思うぐらいに網羅されているなと思いました。

それから名称に関しては、私もそういう地区にいるものですから、やはりなれ親しんでいるものがあるのと、いや、担当はしていないのですが、そういう方々と会っていると、これを変えらるとなるとまた、何か内容的にとか、また次のバージョンとか、何かあったときには、名称を変えることでみんな一致するような気がしますが、今そこで世田谷区は、認知度が少ないにしても、そこを広げていこうということであれば、大事にして広げていく方向でどうかななどと思っています。

それから、A委員から出されたこの体罰の問題については、立場上、私も非常に重く受けとめています。ご存じのように、教育のほうもいろいろあって、改めて立ち位置をきちんとしなければいけないなど。

すなわち教育の基本的なものは何かと考えたときに、教員たちともディスカッションをしたのですが、やはり教育力、ひと力、人を育てる力が十分じゃないというところを認めるところから、こういうことをなくしていかなきゃいけないのではないかなと。

スポーツも、スポーツのほうの基本とは何かと言ったら、体力的なことも含めてですが、みんなでやることで楽しくなる、またはもっとプラスアルファのいろいろな人間関係ができていくのだということを考えると、あまりこの宣言で書かれているように、ここが、ここがという事実よりは、スポーツそのものの目指すところの言葉が、崇高なスポーツということを価値づけるような言葉があるといいなど。

読んでみると、確かに「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むこと」云々とそれらしきことは書いてあるので、何かそういうところを大事に、皆さん方の知恵で、スポーツの立ち位置、基本的なところのものを書けたらいいのではないかと考えています。

一応全体的な意見はそうなのですが、先ほどスポーツとレクリエーションという話があって、学校としてもあまりはっきり、体育と言うとまた違うのかとなったりして、これは私の悩みなのですが、何か体育は体育、スポーツはスポーツ、レクリエーションはレクリエーションで、では、どう分けるのかと考えたとき、たかが人間がと言っちゃ失礼ですが、人間が楽しんで体を動かして、またそれも仲間で行っていくという、これについて何か机上の話で分けるのではなくて、何か先ほど言ったように、スポーツを楽しむような、“私たち人というのはそうだよ、ほかの動物と違ってこういう文化を持っているんだよね”みたいなことが、何か先輩たちのいい言葉で中に入るといいのかななどと考えています。

○会長 J 委員、お願いします。

○J 委員 私はL 委員の、世田谷ならではの名称を作ったほうがいいというのは、もう大賛成なんです。というのは、本校は世田谷で初めての総合型地域スポーツクラブを立ち上げたところなんですね。それで東深沢スポーツ・文化クラブという形でやっているんですが、まさに総合型地域スポーツクラブの地域の捉え方が、当初は世田谷で1校だけだったから、世田谷の地域というのは結構広い範囲だったと思うんです。

でも、今は世田谷としては、総合型地域スポーツクラブをどんどん増やしていこうということがありますよね。だから、うちの隣には用賀もある、今度は尾山台もできた。そういうときには、まさにこの地域というものがもっと狭まってもいいのかなと。

ですから、今、学校現場では9年教育、学びや単位と言っているのですが、私どもの役割はうちの中学校だけということではなくて、うちは、みしまの森学舎という2つの小学校で、みしまの森学舎東深沢スポーツ・文化クラブという単位で考えて、地域の子どもたちを育ててほしいと、本当にごく、もっと絞っていききたいと。



それが本当に地域に根差したもので、世田谷区の教育ビジョンの柱も「地域とともに子どもを育てる教育」を第1番に挙げているわけで、それで9年教育も始まっているわけです。そういう意味では、今すぐならなくても、やはり行く行くはこのL委員の、そういう形に進んでいくべきだなとは思いますが。

それから体罰については、文科省が全都道府県の教育委員会にアンケートをとれと言いました。それを受けて東京都教育委員会から世田谷区にも来た。そして全校、全生徒、全教職員に、これもアンケートをとったんですよ。そして世田谷区でも、一応上がってきたものは全部都教委に上げる。その都教委へ上げた結果、実際に体罰として上がったのは1件だけでした。あとはいわゆる行き過ぎた指導の範囲であると。

この体罰の根絶ということはもう当たり前なだけけれども、これがなぜなくなるのか。いろいろな要因はあるのだろうけれども、その一つに、保護者の一部にまだ体罰を容認する声があるんですね。文科省は、そういった保護者に対しても、こういうプリントを配ってやりなさいと、今はそこまで徹底して、文科省から都道府県、都道府県から各区市町村、そして各学校に来ています。

そして、それはかなりなくなりつつというか、根絶しようという気持ちはみんなあるんですね。あつて当たり前ということですから、この何とかハラスメントがありますが、それは今パワハラ、セクハラだけではなくて、アカハラ、アルハラとか、もう言い始めると切りがないんですね。

そういう意味では、学校現場に限って言うと、かなり十分というか、今、現場の教職員もその危機感を持ってやっているし、教育委員会も本腰を入れてやっているということは伝わってきていますから、これをあえてこれだけぼんと挙げてどこかに設けていくということは、重要なだけけれども、それこそ先ほどから皆さん言われているように、このどこにこれを入れていくのか。ぽっと一つ浮いてしまうような感じがするので、どうかなという気がしました。

あと、ちょっと私は前回参加しなかったのですが、よくわからないのですが、体育なのかスポーツなのかということがありますよね。これは私の学生時代、ちょうど40年近く前ですが、ドイツで体育なのか、スポーツなのかという論争が随分あって、我々が勉強したことは、例えば体育生理学とか体育心理学とか、いわゆる自然科学の分野のときに、体育は英語で言えばフィジカルエデュケーション、ドイツ語で言うとライベス・ユーブングェン、この教育というのは、いろいろな教育的価値観が入ってくるけれども、自然科学の分野とい

うのは、あらゆる教育的価値観を排除して物事を客観的に見るものが自然科学というものである。そこにフィジカルエデュケーションとかライブス・ユーブングェン、この言葉はおかしいのではないか。

では、どうしようかということで、ドイツなどではシュポルトヴィッセンシャフト、それでスポーツ科学というのが来たし、今まさに日体大の名称も変わりましたよね。スポーツを使った。それはこの世界の流れで来ているのかなという気がしています。だから、私はスポーツでいいのではないのかという気がします。

○B委員 いいですよ。

○K委員 授業をありがとうございました。さすが……。

○会長 K委員、お願いします。

○K委員 まず2つなんだけれども、1つは、体罰と言うんですか、これは我々が作った言葉じゃなくて、メディアが作った言葉で、もともとは指導か暴力というのか、この2つに分かれていたのが体罰になったわけなんで、体罰になってそんなに久しくはないんだけど、やはりこれは区として、この審議会だけで、確かに僕は、今、J委員も言っている、皆さん言っているように、非常に大事なことだろうと思うんですよ。だけど、ここだけで、どこへ載せるのかと言ったら、結局載せるところがなかなか見つからないんじゃないかと。けども必要なことだという気がするんです。

だから、何らかの方法でもって、区として、区が、区の教育なり、要するに区長部局のほうでどうするかということを決めたものを三方ごともらって、じゃ、ここへ載せるかというのだったらわかると思うんだけど、この中でもってこれをどうするかというのは、ちょっとなかなか大変かなという気持ちがあるんです。確かに必要なことは必要だろうと思うんです。けども、これでどこの中に入れるのかなということ。

それからもう1点は、今言ったように総合型地域スポーツクラブですか、これが今聞くところによると、世田谷区民に浸透しているのは25%だと。それはL委員も、もともと体育指導委員をやって、それは重々承知なはずなんです。だけど、別に僕はその名前で動くわけじゃないんで、どちらでもいいと思うけれども、やはり実際にやっている現場の人たちは、この総合型地域スポーツクラブというのを物すごく誇りに思っているんです。

それで、これがせめて70%ぐらいに浸透していったら、その中で、地域型でもって、今言ったように東深沢スポーツ・文化クラブでもいいし、用賀何とかクラブでもいいし、そういうのはいいんだけど、最初の70%ぐらいに行くまでは、やはりその総合型地域ス

ポーツクラブというのを、まず区民に知らしめるということが一つじゃないのかなということはあるんです。

だから、別にその名称で、いい悪いが決まるわけじゃないので、いいとは思いますが、けれども、やはりせつかく25%の方はその総合型地域スポーツクラブということでわかってきているわけですから、もうちょっとそれを広めてからのほうがいいのかなど。

そのために、この文章の中にもただ地域スポーツクラブ、総合型というのが抜けている文章が随分入っているものだから、その意味かなと思って今聞いていたんですけども、そうですか。総合型地域スポーツクラブの総合が抜けているところが随分ありますよね。

○B委員 それはあえてです。

○K委員 あえて抜いてあるわけですか。

○B委員 あえてと言うか、L委員のご発言です。

○K委員 ああ、なるほどね。僕は、そういう意味だったらば、そのほうがいいと思います。

それからあと、細かいところですが、これは今ここでやると時間がかかるので、後で事務局に言った方がいいのかな。

○会長 今言っていたいで結構です。

○K委員 そうすると、例えば5ページの(3)世田谷のスポーツの担い手「財団」との連携というところがあるけれども、その下から7行目に「体制ができているからこそ」の後の表現、これもやはり、ただ「ハーフマラソン」だけじゃなく、きちっとした名称にするなら「世田谷246ハーフマラソン」と。

それから子ども駅伝よりも、世田谷区にとって、とにかく子どもの指導をいっぱいやっているのは「ジュニアアカデミー」ですよね。今は火、水、木曜日で1300人ぐらいやっていますよ。だから、やはりそのほうが先じゃないかなという気がするんですけども、ちょっと細かいことで申しわけないです。

それと、やはりもう1つ、今言ったように、それぞれ総合型という言葉が抜けているので、じゃ、それはよくわかりました。

あと、11ページの②厳しい財源と人材確保の中の4行目に「財源はどうしても必要なものである。外国に比べて」と言うんですけども、これは見えて「諸外国」のほうがいいのかなどという気がする。

○B委員 そうですね。

○K委員 それと、これは私自身が思うことなんで、皆さんのお考えでまた考えていただければいいと思うんですが、14ページの③子どもの体力の二極化の中の2行目で「トップアスリートの育成は非常に」とあるんですが、ここは“子どもの体力向上方策は”としたほうがいいのかないかなという気がするんです。

それから、その下のほうに「今後、体力が低下している子どもたちに対して」というところの中で“今後もさらなる”で「体力が低下している」を消して“子どもたちに対し魅力的な施策を展開していく必要がある”としたほうがいいのかないかなと、ちょっと自分勝手に思ったことなんです。

それから、15ページに（4）障害者スポーツというのがあるのですが、これはC委員の範疇ですが、障害者スポーツというのは、もともとが健康づくりということですか。だから、この辺も“そもそも区では、障害者の健康づくりは保健福祉領域で推進しているが”というのが入ったほうがいいんじゃないですかね。

もともとはそうでしょう、スポーツ振興財団とかスポーツ振興課がやるものじゃなかったわけですよ。福祉部から言われてやってきたものなんだから、それをやはりここでもってそのようにしておいたらどうなのかなという気がするわけです。

それから、その下のほうで「障害者がスポーツをする機会は健常者と比べてまだまだ低い状況となっております」と言うんだけど、その下の「障害者が気軽にスポーツを楽しむことができる機会」というのは、ちょっとどうなのかなと。例えばそのまま「低い状況となっております」で、その辺はもうちょっと何とかいい方法はないのかなと、これはまた後で事務局でお願いできればいいと思っているんです。

それから、さっきも言ったように17ページの真ん中辺、下のほうにもある、ここは「世田谷246ハーフマラソン」になっているんですが、やはり「子ども駅伝」じゃなしに、さっき言ったように「ジュニアアカデミー」のほうがいいのかないかなという気持ち、そういうようなことがあると思うんですね。

それから18ページの3行目で「世田谷区には、スポーツをしようとする人、スポーツを支える人がたくさんおり」、「その人や組織の好循環を創造する」、それだけで、あとは要らないという気がするわけです。これは自分勝手に申しわけないです。

それから「人にやさしいスポーツ」とはどういうものだろうと。これは調べてもなかなかないんですね。それで、これは多分世田谷区などの場合には“世田谷の地域力を結集した魅力的なスポーツ環境の創出”というようなことのほうがいいのかないかなという気がするわ

けですよ。

特にこの「人にやさしいスポーツ環境への提言」の中は“世田谷の地域力を結集した魅力的なスポーツ環境の創出”ということで、そこに生涯スポーツ、地域スポーツ、子どものスポーツ、障害者スポーツとありますが、これはやはり競技スポーツも加えておいたほうが、特に賛助会員の人たちが見たときには、どうなのかなという気持ちがあるわけです。

何で“地域力を結集する”と言うのかというと、例えば世田谷の中には財団があり、賛助会員もあり、スポーツ推進委員もおり、大学等の学校も非常に多い。そして企業とかトップアスリートも多く住んでいるところです。そういう中で、地域とか障害者組織等、世田谷区のスポーツを支える組織、人材が好循環になっていく、そのようなものからして“世田谷の地域力を結集した魅力的なスポーツ環境の創出”はいかがかなと。

そんなものは難しくて、要らないよと言われてもいいのですが、ただ、何を調べても「人にやさしいスポーツ環境」というのはないんですよね。

それから、21ページの⑥財源の確保の中でもそうですが、2行目から「そのためには、各事業予算の精査や検証」とありますが、これは“受益者の負担の適正化をより一層押し進める”と言うんですか。こういう場合、「推し進める」か、どちらでしょう。

それから「スポーツビジネスの」とありますが、今、スポーツビジネスという言葉は、聞いてみると企業などでもあまり使っていないと言いますね。それで新公共経営、NPMと言うんですか、ニュー・パブリック・マネジメントというような言葉を使っていると広告会社の人にちょっと聞いたんです。

もう1つは、その下から3行目、「広告協賛やネーミングライツ」、これはなくなってしまったので、やはりここはネーミングライツと言うと企業に左右されることが多いと思うので、企業協賛としたほうがお互いが押されなくて済むかなというようなところ。

あとは、さっきの25ページ、これは別に文章を変えるわけではないけれども、新BOPはさっきも言ったように教育委員会の範疇で、これはどうなのかなということはありません。

だから、最後のまとめのところも、できるならば「やさしいスポーツ」じゃなしに、さっき言ったように“世田谷の地域力を結集した魅力的なスポーツ環境の創出”を目指してというようなことのほうがいいのかなという気がしたわけです。

余計なことを長々と申し上げて申しわけございません。

○B委員 「人にやさしいスポーツ環境」というのは、私はこれを読んだときに、ビジョン21だから、何でしたっけ。

○K委員 それには出ているんです。

○B委員 それの中の「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」という標語がありましたよね。そういうことができるということをもとめた言葉として「人にやさしいスポーツ環境」と捉えたんです。

○K委員 そういう捉え方もあると思うんですが、僕が今言ったように、この答申からした場合に、さっきも言ったように、世田谷にはそのような学校、大学等も多くあり、今言ったように大勢のスポーツ団体ですか、そのようなものをまとめていったら、やはりそういう「やさしい」ということよりも……。

○B委員 具体的にね。

○K委員 具体的に世田谷のスポーツを支える組織、人材というようなものが好循環になっていくためには、そういう言葉のほうはどうなのかなと、ただ自分が思うだけなんです。

○B委員 でも、今先生がおっしゃった“魅力的な”という言葉はどこかに入ったらよろしいかもわからないですね。

○K委員 それは今回の文部科学省なんかの基本方針の中に出ていますよね。

○B委員 そうですね。

○K委員 だから、そのようなものである程度あれしていったらどうかという気がするんですけどもね。余計なことを言って、長くなってすみません。

○会長 L委員、お願いします。

○L委員 まずは、総合型地域スポーツクラブについていろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。文科省のほうで総合型地域スポーツクラブを使っている、東京都はそうではなく、地域スポーツクラブという言葉を使うということで、ある意味では行政的なところの仕分けとしてその言葉が発生していると。

そういう中において、確かに今はもう“総合型はどうですか”とかというところでは1つあるのですが、そういう中で、世田谷らしさと言いますか、世田谷での非常に大きな特徴は、これまでで言うと、中学校区と言いますか、中学校、小学校等を一つの単位にしてきたと。

同じような動きをしているのが、私が見るところでは、実は港区さんがいわゆる中学校

を核としている。そして、しまった、と思ったのは、港区さんがこの総合型を総称してスポーカルと、スポーツとカルチャー、それでスポーカル何々をつけているんですね。それは一つの愛称なんです。そのスポーカルというのは、区民から名称公募を行って、それでそれをつけていったと。

○B委員 なるほどね。

○L委員 そういう中で、区民の人などにも親しまれるようなものが出てきたらいいのかなと。

それにコミュニティーのコミで、コミスポーカルとやると、何か二番煎じみたいで、そこら辺はあれですが、目的からすると、今ある程度中学校区とか、そういう小さな単位の中でうまく広がればというのが世田谷の中心ですから、全体的に広がるということよりも、その地域の方々に親しんでもらえる名称が、総合型ということのほうでいろいろと動きやすい、もしくはスポーツ・文化クラブと言ったほうが動きやすい、それはそれぞれのところなので、何かそんなところで名称ができないだろうかという、1つ、特にこだわるというところではないと。そういう統一した愛称みたいなものが仮にあると、世田谷としてもいろいろと使っていけるかなというところが1つです。

それから、もう1点の暴力行為のところの内容、これはどこかに何かうまく入らないかなということで、全体をまた見直してみたんですが、結論からすると、ある意味では今回のスポーツ振興策についてという答申は、かなり絞られた内容になっているなど。

今、K委員から競技スポーツという言葉も出たのですが、実は競技スポーツということも、ある意味ではこの中で外して、それよりも生涯スポーツと言いますか、子どもから高齢者までの生涯スポーツという中において、どういう施策があるのだろうかというあたりが中心になっているかなと。

今後、先ほどの事務局のお話にもありましたが、スポーツ推進計画のような形になっていったときには、区としての施策という形でこれを出していくことになりますから、そこには当然、競技スポーツも入るだろうし、生涯スポーツも入るだろうし、それから体罰と言うよりも、僕は絶対あってはならない暴力行為、そこら辺に関する話だとか、そういうものは恐らく盛り込まれてくるのかなとは思っているところです。

何か、生涯スポーツのところと言うと、暴力行為と言うよりも、現場で指導をしていますと、その指導者が、いわゆる注意義務をちゃんと行っているのかどうか、それから安全確認をちゃんと行っているのか、そこら辺を怠っていると言うか、我々はできるだけ注意

して、そこら辺は当然ながらやっていくのですが、そういった事柄であると。

それから、いろいろと衝突してくるところで、スポーツとかレクリエーションとか、そこら辺に参加する、もしくはやる人の自己責任と言いますか、その自己責任と、それから、こちらから言うと、注意義務をちゃんと行い、適切な環境を保持するののかということが、生涯スポーツという見方からすると、かなりあるのかなという部分。その部分をここに入れるのかどうかは全然別問題で、かなり絞られている。

それから、スポーツ推進委員、旧体育指導委員のほうからすると、以前で言うと総合型ではなくて種目別のスポーツクラブを、スポーツ教室とかそういったところで一生懸命作っていったわけですね。ある意味では、そういうものを絶やさないように、どのようにしていくのかとか、そのクラブということからすると、クラブに入らない人たちという問題もある。

それがあある意味では、今回のこのスポーツ振興策では、かなり凝縮した形で、その種目別スポーツクラブ等に関して特に言及しているということではなくて、1つ少しのターゲットは当てる、これまでいろいろと行ってきた中でターゲットを当てるものとして、その総合型あたりをぜひ考えていきましょうという形になっているので、これはこれで一つのまとまりと。

また、ある意味では、この中にその競技スポーツが入っていないところが、ソフト的なところというような気もします。

ただ、それぞれの種目別、それから競技型スポーツ、どうあればいいのか、それから、せっかくこの世田谷というところに多くのスポーツ競技の選手とかトップアスリートの方々がいる。そういう方々と生涯スポーツを一体どう結びつけていくかも、この中ではまだ述べていないというところもあって、そこら辺まで述べ始めると非常に広がってしまうので、一つの取りまとめとしては、この内容が、今回答申（案）としてまとめていただいたところが一つの形かなと。

ただ、暴力行為は絶対あってはならない話ですので、例えばいろいろと議論していった中でということで、最後の「おわりに」あたりで、そこら辺に対して、指導者はちゃんとそういう指導力というものを身につけて、決して暴力行為が起きないようにしていくべきだという話があったということは、何かの形で残すべきだと考えています。

あとは、細かいところはあるんですが、おおむねわかるかなと。

例えば、これはこれで十分だろうと思って見ていたのは、27ページの④スポーツを通じ



た交流で「健全者に障害者スポーツを理解してもらおう」、この理解とは、障害者スポーツの何を理解してもらおうのかとか、そこら辺は書き込んだほうがいいのかどうか。

まずは、障害者にはさまざまな程度を持った人たちがいることを理解して、障害者だからとバリアを張るのではなくて、まずは一歩いろいろと進んでいく。

我々は、ややもすると、目が見えない方は全然見えないという変な意識を持つわけですが、本当に全盲の方は数が少なくて、それなりに何となく動いているとか、そこら辺は見える方は結構いらっしゃいますので、そういう方に接するのと、全くもって全盲の方、それから知的障害も、重度の方と軽度の方というのは、これはまた全然違う。

そういったところでやっていくということで、さまざまな程度があることは、まずは、私自身もそうですが、1つ指導していく中においてという、何かそんなことを書いたほうがいいのかなと思ったり、ただ、この「障害者スポーツを理解してもらおう」という表現でもいいのかなという、そこら辺の修飾語で、ちょっと気になったところはありますが、全体的にはよくまとまったかなと考えています。

○会長 一番最後にM委員、すみません。

○M委員 答申を拝見しまして、審議会で出されたご意見がうまく盛り込まれているのではないかと感じております。

先ほどK委員からお話があった「人にやさしいスポーツ環境」というキーワードですが、“地域力を結集した魅力的なスポーツ環境の創出”、まさにそうだと思うんですね。内容についても恐らく同じようなことをイメージしているのですが、世田谷らしいスポーツをどんなキャッチフレーズでいくかというときに、今回は、ちょっと情緒的と言われるかもしれませんが、「人にやさしいスポーツ環境」という言葉で今のところ覆っているというような理解かなと私は捉えております。

ただ、国などは「新しい公共」とか、そんな言葉も用いていますので、もし必要があれば、そのあたりは用語の統一、加除修正することはあり得るかなと思いますが、私は今のところそんなふうには捉えておりました。

それから、スポーツ場面における暴力の問題ですが、これは私も取り上げるべきかどうかを一度お話し申し上げたことがありましたが、このことについては非常に重大な問題で、暴力があってはならないということは、この審議会の中でも共通理解はされていると思っています。

その上で、この世田谷らしいスポーツ振興策についての答申の中にどのように盛り込む

かというときには、私もこれまでのご意見と同様のことを思っており、答申とは別に、そういうことについて検討すべきではないかというようなことを、区の担当部署に提言することはできるのではないかと考えています。

それから、総合型の名称のことについては、私も総合型地域スポーツクラブで、これまですごくPRしてきましたので、名称変更はなかなか難しいのではないかという気がしていて、何かJリーグJ1のFC東京とか、そういう形で、総合型地域スポーツクラブのYCCとか、そんな流れで落ちついているのではないかと思いますので、現状でまずはいいかなという思いを持っております。

短いですが、以上です。

○会長 各委員からそれぞれの意見をいただきましたが、あと10分くらいちょっと時間をとらせていただいて、もし各委員の中でつけ足したいところがあれば、10分程度の中で意見をいただければありがたいなと思っていますが……。

○K委員 ちょっとすみません。C委員、この障害者スポーツというのは大きく3つに分かれてやるけれども、実際に今、障害者スポーツをこういう答申の中に入れる場合に、どのように考えたら一番理想なんですかね。

これは障害者スポーツと、例えば今、財団などでは子どもと、中学生、高校生までのやつを13種類やっています。ところが、これはもうある程度の知的障害と身体的障害なんだけれども、やはりこれをこれからもっともっと大きくしていく場合に、今言ったように基本は、やはり福祉のほうだろうと思うんだけど、これをこうやってスポーツのほうに持ってきた場合に、どの程度をどのようにしていったら一番理想なんですかね。

○C委員 今ちょっとご質問いただきましたが、1つは、やはり多様な障害のある方の参加ができる環境づくりですね。これは障害の程度、種別、かなり異なるかと思いますが、軽度の知的の方などは1人で参加してきたり、そういうことはできる場合がありますが、やはり重度であったり、医療機器を使っている方とかの参加を広げていく、これは1つ大切な視点だと思いますね。

それから、障害のある方の小さいお子さんの段階から、仕事を持たれていたり、また福祉作業所等で生活や訓練を受けたりしている方、さまざまだと思いますが、そういう年齢においても、やはりスポーツを楽しめる場を用意するということですね。

考え方としては機会均等だと思いますが、障害がない方たちが利用できるものを、同じ条件でご利用できるものを作っていくということですね。ここを少しずつ広げていくとい

う部分と、その方たちだけではなくて、障害のない方たちとの共生社会づくりの中で一緒に活動するということですね。

この時間は障害のない人、この時間は障害の人という分け方でなくて、やはり一緒にやっていく部分ですね。そして、それを支えていく人材、また専門家がいないと難しいと思いますが、そういう方向性で広げて、また世田谷の中でどれだけ広がっていくかが大切なこの中身だと思います。

○K委員 何でそれを伺ったかという、実は今、財団で小中学生のそのようなものを13ぐらいやっています。それからもう1つは、成人した人に今プールを使ってもらっています。これは大体全作業所が週に2回か3回使っています。

そして、今もう1つ考えているものは、たしか今、世田谷に作業所は5つだか6つあるんですが、この作業所に何かスポーツ用具を1つ置くことを考えているんだけど、そのときに今財団で考えていることは指導者なんです。

○B委員 そうなんですよ。

○K委員 例えば普通の一般の人と同じように運動させるために、例えばトレッドミル、歩くやつを1つ置いたにしても、その時間は誰かがつかないといけない。そのようなものを、先生、どこか今までやっているところで、こういう方法でやっているよというところはありますか。

○C委員 そういう作業所に置くというのは、多分日本ではあまりないと思います。

○K委員 それはだめですかね。

○C委員 実は一昨年、韓国の福祉施設を見たときに、そういう施設がありました。それは通勤寮ですが、その中にそういうウォークランナー、それから、そこはもうボクシングジムみたいな、それからテコンドーができる部屋などもありますし、そこは小さい。実は通学している子どもたちがいて、卓球台があったり、ピッチングマシンがあったり、そのようなものは大広間のところに少し置いてあって、そこで活動できる。もちろん専門の職員が来て、地域のスポーツ指導者が教えてくれるという構想ですね。

それから、昼間やっている場合もあるし、夜やっている場合、それから土日にするということですね。

福祉作業所などでは、作業所で作業をした後、5時過ぎから2時間ぐらいそこで運動を楽しめるようにしてある、こんなような環境があって、その面はすごく参考になって、ぜひ日本の中でもそういうのが広がったらというような希望は持っているんです。

○K委員 C委員、そのときは、またお知恵をかしてください、すみません。

○C委員 ぜひ財団でも、そういうものも企画していただければと思います。

○K委員 ありがとうございます。

○I委員 1点よろしいですか、言い忘れたのですが、学校が子どもの体力づくりに関して、校長たちも異口同音に体力づくりについては意識があると言いながら、もう1歩、2歩、3歩現場が出てほしいなという思いがあって、教育フォーラムを毎年やっていますが、今年は知徳体の体をやるんですが、やはり実践している学校を出しながら、もう1歩それぞれの学校で、うちは体力づくりをこうやっていますよ、というようなものを打ち出せるような方向のフォーラムをやろうと思っているんですが、この中にも、もうちょっと学校が子どもの体力づくりについて具体的な実践を進めていってほしいみたいなことが、すみません、自分に言っているようですが、大事ななと思います。

14ページの③子どもの体力の二極化の最後に「今後、体力が低下している子どもたちに対して」とあるのですが、これも1つあるとは思いますが、体力がある、ないではなくて、小学校や中学校には子ども全体に対して、将来的にスポーツが好きになるような、いわゆる体力づくりですか、体を動かすことが好きな子どもたちを作っていくことを担う責任があると思うんですね。中学校は部活とかそれぞれ分かれるかもしれませんが、何かちょっといい言葉が入るといいななどと思います。「各学校は」とか言っていただけると、学校が頑張らなきゃいけないかなと。

○L委員 20ページで③ライフステージに応じたスポーツの推進という話が入ってきます。いろいろこうやっていると、いつも問題になるのは働き盛りの人たちをどう引っ張り出してくるのかと。

○B委員 そうですね。

○L委員 書いてあることは、ここに書いてあるように、通勤途中でも、それから生活の合間にできる運動の提案とか啓発というあたり、より具体的に、今後どのように進めていくのかは、この答申ということではなくて、これの先としてぜひ考えていく必要があるかなと。

たまたま先月かに、ある研修会があって、前からちょっと内容は知っていたのですが、いろいろなほかの背景もあるのですが、日体大の名誉教授で、今、神奈川で3033運動ということを行っていると。これは1日30分・週3回・3カ月続けてくださいと。この30分は10分ずつでもいい、通勤電車の中でかかとを上げて立っている、それを10分やれば、あと

20分と。

要は、働き盛りなどの人たちにも啓発できるような、それが全てではないのですが、何かそこら辺を少し世田谷としても今後出していく必要があるかなという感想ですね。

○B委員 キャッチフレーズにしてね。

○L委員 これをさらに具体化していくところでのポイントとして今後考えていっていただければと思います。

○K委員 そういう点では、一番スポーツをやりたくても、運動をやりたくても、なかなかできないのが0歳児から3歳児、4歳児を持っているお母さん方が一番困っているんですよ。

これはこの間、私、B委員のところの学長に会って、いろいろ話をしたんだけど、やはり世田谷でも、子どもは子どもで預かる。先生のところの学生を頼んで、誰か1人免許を持っている人がいればいいわけだけでも、そういうものでそういうお子さん方を預けていくというやり方をしていかないと、やはり、ただただ熟年者が運動をすれば、ちょっと言葉は悪いけれども、保険を使わなくていいということではなしに、それを若いうちから、そういう一番やりたがっているところをこれからどうやって入れていくかということをやっていかなければだめだと思うんです。

それでこの間、学長さんと相談して、いい案が出てきたんです。だから、そういうものを今度は少し財団でテストケースとしてやらせてもらって、よければまた皆さんに見てもらおうとかPRすることもできるかなと思うんですが、いろいろ工夫していかないと。これから先、やはり一番問題は、このようなものを作ったにしても、誰がやるのかと言ったら区民ですから、区民の皆さんが一番やりやすいものを作ることが一番理想だろうと思うので、そのようなこともちょっと今考えているということで、また先生のところへ行きますので、よろしくをお願いします。

○B委員 お待ちしています。

○A委員 先ほど私からの提案で、ちょっと舌足らずのところは2カ所ありまして、皆さんのご意見、ご見識を拝聴させていただきまして本当にありがとうございました。私も大体わかりました。私の物差しもまんざらではなかったと感じました。ありがとうございました。

ちょっとその提案内容の中で、ある視点を加えていなかったのも、誤解があったらと思いついて、ちょっと述べさせていただきます。

その視点といいますのは、やはり現在問題になっている社会的問題が、全国に広がって  
いっている。その中核になっているのは、やはり体育の先生である、そしてスポーツの指  
導者である点、もう私にとっては本当に心苦しく、身に痛みを感じています。

なぜなら、その先生方、教育者として育てられた根本が、この世田谷区にある教育機関  
であり、私もそこの一卒業生です。ですから、なお身につまされる思いです。

今回、この提案をさせていただいた中で、なぜ私がそこに至ったかといいますと、これ  
はやはり根本を解決しないと、これからの、我々が去った後の若い世代の子どもたち、学  
生たち、これから教師となり、教員となり、スポーツの指導者となる人がこれからもう毎  
年毎年出ていきますから、そこで歯どめをかけていただかないと、同じことの繰り返し  
が永遠に続いてくると。それが全国で起こっている教員、教育者の原型であると。

そうすると、これは根元を改善改革していただかないと、同じことの繰り返しが全国各  
地でこれからも続いていく。

例としまして、先月でしたから、また毎年のように起こります問題が新聞紙上をにぎわ  
していたと。それはベテランの先生の懲戒免職である。それもセクハラである。それもま  
た、教職の教員のベテランの先生であると。もうこれは勘弁してほしいと思う。

セクハラを受けた親御さん、私の娘が受けたらどうなるかと。とても身につまされる思  
いをしています。

ですので、私の視点は、全国に広がっていくその起点を改善改革してほしいと。それで  
このような教員が毎年出てくるということは、私は自浄能力があるのかないのか、その  
あたりを、やはりもう一度精査してほしいなという思いも含めて、この提案をさせてい  
ただいた次第です。

ですから、自分も身につまされる思いがしています。でも、これから出てくる後輩たち  
が教育者、指導者になったときに、この指導方法は絶対に用いられないということを願う  
次第です、方法はありますので。

そして、たまたまこの提案をせざるを得なかったのは、スポーツアドミニストレーショ  
ン論が私自身の専門ですから、この委員会にいて避けて通れなかったんです。

それで1つ、2つ例を申し上げますと、ご存じのようにアメリカの社会でも体罰はあり  
ます。しかし、これは日本にない。はっきりしていますのは、体罰を承認している州が複  
数あります。それは州の法律によって認められています。しかし、それは50州の中で3つ  
か4つですよ。

そして、認められているのは、あくまでも低い年齢の子どもたちです。それはなぜか。文化が違いますね、日本も同じですよ。子どもたちの家に家庭のしつけがあって、両親は、よくお尻ぺんぺんをするんです。それはスパンキングと言いますが、その延長線上なんです。

しかし、日本と違うことは、未成年者には、必ず保護者と本人とやる側、学校の教職員の間で契約があるんです、うちの子どもにどうぞ、と明文化をしているんです。双方署名しているんです。これは日本にはないでしょう。

ですから、私は先ほどどなたか委員がおっしゃられた、体罰なんて言葉はありゃしないんだということは、日本で使われているのは言葉のきれいごとです。

体罰ということはフィジカルパニッシュメントですから、そこには双方、お互いの、このことをしたらお尻をたたきなさい、このことをしたらこうしなさい、いいよという契約があって、それに未成年の場合はご両親が同意をしているという州もございます。

一切ない州もあります。やったら、もうすぐ、やった人は言語道断です。もうそのまま、これは刑事事件で、おりの中に入ります。ですから、そこが日本の場合は、とても法治国家であり、そうではない、あやふやな部分、それによって教員も大変だし、子どもも大変であると。

特に米国の場合は、高校、大学になると、子どもたちがもうフィジカリーに大人と同じです。日本でよく起こらないなというのは、子どもたち、高校生、大学生が、やった教員、指導者に何で正当防衛でやり返さないのかなど。やり返して初めて、これは社会できちっと刑事事件として整理されることになると思います。正当防衛ですよ。

なぜかという、そういう約束事がされていないのに、パワハラからスタートして一気に、要するにフィジカルパニッシュメントに入ってくる。それは実技を教える側、コーチングとしたらとてもショートカットと言いますか、結果を出しやすいんです。要するに脅かして相手にやらせる。これは単純過ぎるティーチング、コーチングのスキルです。

しかし、我々の国の、それに誰もが意見をされないという、そして、それがとてもエスカレートして、ないがしろにされて、見て見ぬふりをされて、それで去ってしまうという、それがもう今は、セクハラも示談では済まされなくなったと。親御さんがもう警察に行くという、それが今、現象としてあらわれていると。

だから、多分次に起こってくることは、アメリカで昔起こっていたように、受けた側が今度殴り返す、正当防衛だと。それが始まってくる。そのときに初めて日本の社会も変わ

らざるを得ない、法も変わらざるを得ないと。

しかし、我々には知が、知恵があるんですから、その前に何とかして早く教育機関で、若者たちの指導を変えてほしいという、これはもう私の切なる訴えです。

ですから、これがこの答申の中に入ろうが入るまいが、それは二の次、三の次、この委員会でこれは議題になったという、これが私は、この世田谷区のスポーツ審議会の、少なくともプレステージとしても残しておきたいなど。あと、やるかやらないかは、その責任ある人たちの責任ですよ。

しかし、あまりにも自浄能力がないと私は判断しましたので、多分マスメディアも公表されたのだらうなということで、今日は本当に貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

○会長 ただいま、A委員からも提案がありました。今期の審議会の開催期間の途中でこういったスポーツ界の事件の事実もありました。また、教育委員会、学校内でのかかわりというか、さまざまな立場での検討もされてきています。また、同じようにして世田谷区の中でも、教育委員会のほうで検討を進められているということも聞いております。

そのために、本委員会では、スポーツ振興の分野だけでまとめるということは難しいと思いますが、事実上、私の会長としての立場では、できれば「おわりに」に今のような言葉を含みながら、今後の検討事項という中でまとめていきたいと思っています。

それで、事実上、今日多くの意見をいただきました内容は、体罰の問題もそうですが、総合型地域スポーツクラブ活動の名称もそうです。特に私自身は会長という立場で、意見を言うわけではありませんが、総合型という形にとらわれた地域スポーツクラブ活動というものはないということを私はずっと提唱してきました。

それで、實際上、あの総合型の、できるならばイベントなり、何かの形をとらないと、これは普及振興しないよということも言い続けてきました。そうしたならば、先般やっとそれを受け入れた東京都の体育協会が、今年度秋に、地域スポーツクラブ活動の人たちを集めたイベントを何らかの形で、レクリエーションになるかどういう形になるかわからないですが、催し物をやるそうです。

そのような形で何か行事化し、イベント化していかないと、多分どんなに叫んでも普及振興ということは無理だと思います。私もそれは言い続けてきて、やっとこんな形で進められることができたなと思っています。

それと同時に、ある業者は、こういうイベントに目をつけて、全国47都道府県を、こう



いう地域スポーツクラブ活動の人たちを一つにまとめたイベントを、全国大会とか全国のレクリエーション会を開くような会を設けようという形で企画をしている業者も今出てきました。

だから、先ほどから言われるように、総合型地域スポーツクラブ活動という名称でいいのかどうかもさまざまありますが、やっとなんか来て、そういう行事化され、レクリエーション化され、イベント的なものが出てきて、フィールドとトラックとか、さまざまな場所において運営されていくことが、これからの普及のためにはすごくいいことだなと思います。

そんな意味で、できれば次の答申をまとめるまでの段階で、どういう形がいいのか、もう少し検討させていただいて、副会長ともお話しの上、答申の中にまとめていきたいと思っています。

だから、体罰の言葉に関しても、どの部分にどういう言葉で、審議会としても検討してきたという含みを考えながら、一応示していきたいということも思っています。

また、日本体育協会は、先ほどから言われているような内容に関して、こういうテキストブックの中に、今回は一昨年度の基本方針が変わったために、スポーツ基本法が検討されたために、体罰ということの意味合いよりも、スポーツにおける人権侵害という項目を作って、講義の中で指導者の養成をかなり慎重に行っています。私もそういう形の中で、先般講義をしてきました。

だから、体罰という言葉を表に出したほうがいいのか、スポーツの人権という形の中で、今後こういうことをしていったほうがいいよということで、表向き処理をしていったらいいのか、やはりこのスポーツの倫理とか、スポーツ基本法に関する考え方はさまざまだと思います。

だから、体罰という言葉を使ったほうがいいのか、今のようなスポーツの人権という形の中にその言葉を含みながら、検討したよと言ったほうがいいのかということで、世田谷区の立場とも検討しながら、そういうことを含みながら答申の中を検討したよということを考えていきたいと思っています。

だから、ひとり歩きしてしまって体罰、体罰という言葉だけを言ってしまうと、本当に大きい問題を抱えなければならない部分も出てくるだろうし、基本法の中にうたっているようなスポーツと人権という形の中で話をまとめさせていただいたほうがいいのかとも思っています。まずこれは、もう少し時間をいただいております。

そんな中で、大きく言えば2点ないし3点、今日皆様、委員の人からいただいた意見があったかと思えます。それらのことも、さまざまなものも含めながら、もう一度事務局と調整をさせていただいて、次の回にまとめをしていきたいと思っていますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、次回の審議会までに、本日の皆様からいただいたご意見を参考にさせていただいて、副会長とも協力して、最終案をまとめさせていただくという形をとっていきたいと思います。

また、もしくは事務局の方からも、各委員に電話なり連絡をさせていただいて、また足りない部分を補充の意味で意見をいただくかもわかりませんので、その際はよろしく協力をしてください。お願いいたします。

なお、次回が今期第8期の最後の審議会となります。委員の任期、期日もありますので、予定では9月に開催することとなりますが、できれば9月上旬、遅くとも9月中旬に開催したいと思っていますので、よろしく協力をお願いいたします。

そこで、次回の期間が2カ月くらいしかありません。9月のご予定がわかる方は、お配りしてあるスケジュール表の調査票を本日帰りに事務局までご提出をお願いしたいと思います。

なお、予定がわからない方は7月10日までに事務局へファックス等で連絡いただければありがたいと思います。

以上で本日の審議会は終了したいと思います。何かご意見等があれば、事務局によりしくお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○会長 以上をもちまして本日の世田谷区スポーツ推進審議会を終了させていただきます。委員の皆様、本当にありがとうございました。